

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (4 4 2 0 1)	
地域名 (地域内農業集落名)	鶴崎 2 (鶴瀬・亀甲・上徳丸・下徳丸・関門・南)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月10日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎データ】

組織：集落営農組織… 1

主な作物等：水稻、麦、オオバ、ミツバ、キュウリ、セリ、トマト、花キ 等

- ・若い世代が少しずつ増え、世代交代が上手くできている。
- ・農家同士の関係は良好である。市街化が近いため、農業と関わりのない地域住民とも調和した関係を築く必要がある。
- ・子や孫を後継者に持つ農業者や若手農業者は、スマート農業への関心が高い。
- ・農業資材が高い。農業機械が購入できない。
- ・施設園芸が盛んであるが、栽培用園芸ハウスの老朽化（施設の更新に多額の費用が必要）が深刻な問題である。施設を維持管理できる業者や技術者が不足している。
- ・施設園芸は品目転換が困難であることから、外的要因による価格の低迷・下落による経営への影響が大きい。
- ・一部で基盤整備事業を実施済である。未整備地区では農地の形状や水路の状態が悪い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻や麦、露地野菜、オオバやミツバ等の施設園芸等の生産を継続する。
- ・安定した地域農業を実現するため、水稻や麦等の土地利用型作物の生産においては、①法人組織の立ち上げ、②法人組織への農地集積・集約化、③機械（田植え機・コンバイン）の共同利用を行うとともに、施設園芸においてはスマート農業導入の取組を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	101 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

一部（鶴瀬・下徳丸・丸亀・南）で基盤整備事業を実施済である。

基盤整備未実施地区については、整備の検討を行う。

また、安定した水源の確保のためパイプラインの設置を検討する（施設栽培の増加に伴い、利用する地下水がなくなってきており、また深くボーリングしても鉄分を多く含む水が出る）。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を進めていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑨非農業者（地域住民）と調和した関係を築く。

〔上徳丸・下徳丸・関門・南〕

③⑨安定した地域農業を実現するため、以下の順で検討し、取組を進める。

(1)法人組織の立ち上げ → (2)法人組織への農地集積・集約化

→ (3)機械（田植え機・コンバイン）の共同利用、スマート農業の導入

地域計画の変更にかかる協議

令和7年10月10日

- ・ 地域計画に位置付けられた農地2筆について、農業委員会に非農地証明願が提出されたため、地域計画の範囲から除く。
- ・ 目標地図に位置づける者の内容を変更する